

指定管理者を指定

3月市議会での審議、議決を経て、4月1日から次の施設を管理運営する指定管理者を指定しました。

任意指定により指定した施設

施設名	指定管理者
①赤羽根水産物荷さばき施設	赤羽根漁業協同組合
②泉港	泉漁業協同組合
③姫島漁港	田原漁業協同組合
④宇津江漁港	宇津江漁業協同組合
⑤田原市浦南河岸小型船舶係留施設	浦区自治会
⑥各市民館(20館)	各校区コミュニティ協議会
⑦田原東部市民館分館	田原東部コミュニティ協議会
⑧泉市民館石神分館	石神自治会
⑨泉市民館伊川津分館	伊川津自治会

▼担当課 ①は農政課（☎23局3517）、②～⑤は土木課（☎23局3520）、⑥～⑨は生涯学習課（☎23局3531）

▼指定期間 ①は平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年間）、②～⑨は平成21年4月1日～平成26年3月31日（5年間）

▼財政課  
☎23局3591 FAX23局0180

税

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要です。対象となる方は申請してください。

▼対象 ①障害のある方が運転する場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方みの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合があります）

▼申請期限 5月25日（月） ▼詳しくはお問い合わせください。

▼税務課  
☎23局3509 FAX23局0180

固定資産税 課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課

税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点などがありましたらお問い合わせください。

※登録された価格について不服のある方は、通知を受け取った日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

▼税務課  
☎23局3510 FAX23局0180

国民健康保険税

仮徴収分の納税通知書の送付

●普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。暫定の額は、前年度（平成20年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額となります。暫定の額は、

2月期と同額になります。

■減免申請

国民健康保険税の減免（2割、1割）の対象世帯には、減免申請書を6月中旬に送付します。必要事項を記入のうえ提出してください。

■年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は次のとおりです。

普通徴収

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					

特別徴収

納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額		

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

▼保険年金課  
☎23局2149 FAX23局0180